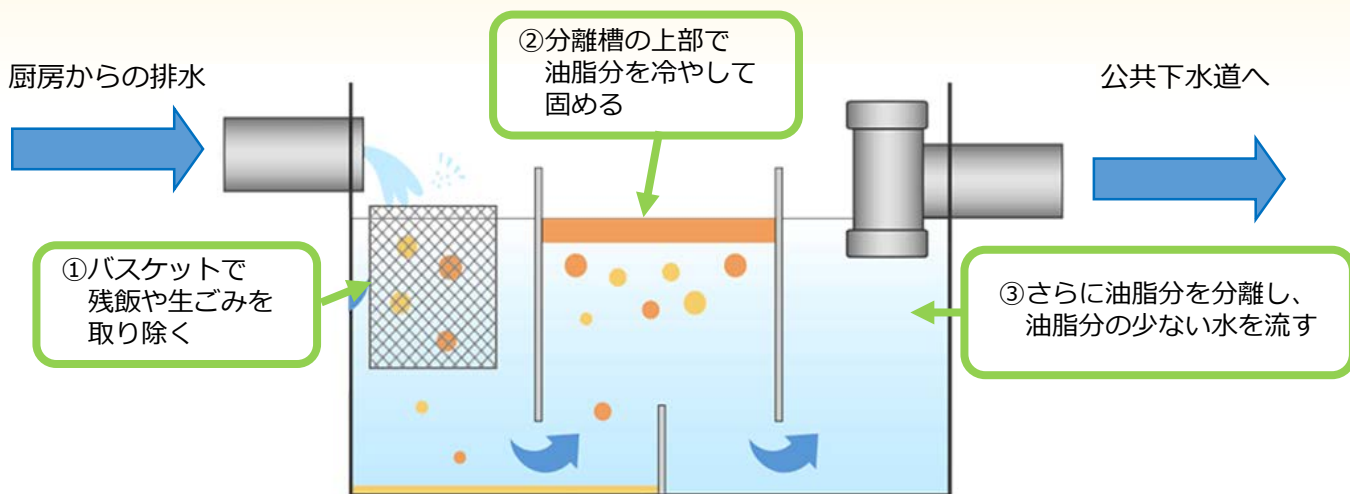


飲食店等のみなさまへ

油脂分を含む汚水を排出する事業場(飲食店等)は、必ず「グリース阻集器」を設置してください。

そしゅうぎ
グリース阻集器 (グリーストラップ) とは

汚水中に含まれている油脂分を阻集器の中で冷やし、固めて除去することで油脂分が排水管へ流出し管を詰まらせることを防止する装置。



グリース阻集器の適切な維持管理

- ①毎日バスケットを清掃する。
- ②こまめにグリース阻集器上部に溜まった油脂を回収する。
- ③月1回程度グリース阻集器を清掃する。

適切に管理されていないと…

排水管の閉塞、悪臭の発生、害虫の発生等の原因となります。

マンホールへ流出した油脂



下水道管へ流出した油脂



※事業活動により生じた廃油・汚泥は、産業廃棄物になります。
これらの処理は産業廃棄物処理業者に委託してください。
問い合わせ先：環境局産業廃棄物指導課 TEL 092-711-4303

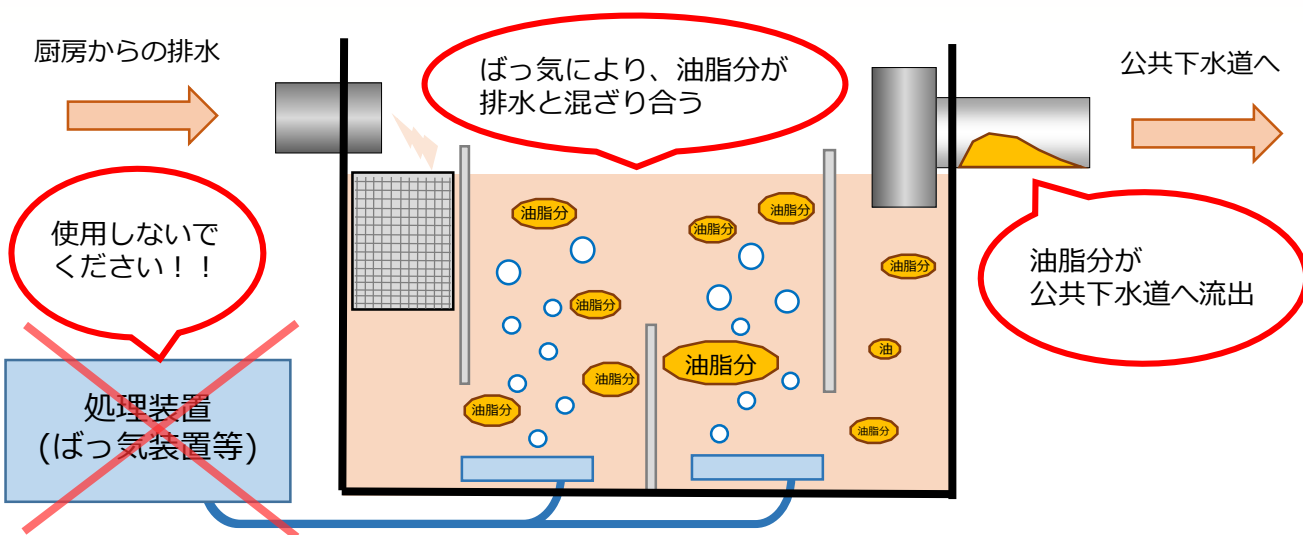
注意！

ばっ気装置等の使用は認めていません！

バイオ菌等を投入し、ばっ気する(空気を吹き込む)装置や、オゾン等を利用する装置など、グリース阻集器の維持管理が不要になるとされる処理装置があります。

しかし、これらの処理装置を使用すると、油脂分が排水と混ざり合い、分離されないまま流れ出すことにより、店舗(敷地)内の排水管や公共下水道管を閉塞させる原因となりますので、ばっ気装置等は設置しないでください。

グリース阻集器へばっ気装置等の処理装置を付加することにより、福岡市下水道条例施行規則第3条第2項の規定を満たさない装置となります。



福岡市下水道条例施行規則第3条第2項

事業場等が排除する污水が、土砂、油脂類、毛髪その他水に溶けない物質を含むものであるときは、污水の流出箇所に、これらの物質が公共下水道に流入することを阻止し、当該物質を污水から分離し、及び当該物質を収集するために有効な装置を設けなければならない。

下水道管の閉塞により、第三者に損害を与えた場合は、**損害賠償を請求される**場合があります。

油脂分の流出により公共下水道管を閉塞させた場合は、**原因者の負担で下水道管を清掃**していただきます。